

令和 4 年 6 月 7 日現在

機関番号：11501

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2021

課題番号：18K00030

研究課題名（和文）当事者の観点に基づいたカント倫理学の変換

研究課題名（英文）Transformation of Kant's ethics from the perspective of involved persons

研究代表者

松本 大理（Matsumoto, Dairi）

山形大学・地域教育文化学部・准教授

研究者番号：20634231

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、「当事者の観点に基づいたカント倫理学の変換」を研究課題とした。カントは18世紀ドイツの哲学者であり、その倫理思想は現代においても重要な手引きを与えている。とはいえ、いくつかの限界も指摘され、改善や枠組みの変換がつねに試みられている。特に、カントが提示した道徳は普遍的なものであり、個人に即した倫理的判断が弱かった。本研究は、判断する個人の観点を特に取り上げ、分析することで、カント倫理学の再解釈を試みた。関連する研究成果は、主に雑誌論文において公表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

カントの倫理学研究は国内外において活発に進められている。本研究もそれを担う学術的意義を持つ。本研究では、判断する個人の観点を特に取り上げることで、新しい問題提起としての意味を持つ研究となった。公表した学術論文は、専門学会の雑誌であり、学術的価値を持つ貢献となった。内容に関しては、英米圏におけるカント研究やその批判的解釈を取り込んだ部分を持つため、国内における一定の需要を満たすものになったと考えられる。

研究成果の概要（英文）：The subject of this research is "Transformation of Kant's ethics from the perspective of involved persons." Kant was an 18th-century German philosopher whose moral theory provides important guidance for our ethical thought even today. However, there are some limitations in his ideas, which are constantly undergoing improvements and modifications. In particular, his universalistic idea that a moral judgment must disregard the individual's context or situation has often been criticized. This research attempts to reinterpret Kant's ethics by specifically focusing on and analyzing the perspective of individuals. Related research results have been published mainly in journal articles.

研究分野：哲学・倫理学

キーワード：カント 倫理学 観点

### 1. 研究開始当初の背景

本研究はカントの倫理学研究の一つとして、人格の尊厳に対する尊敬の問題を念頭に置きつつ進めた。その際、特に当事者の観点に着目した。人格の尊重という倫理的要請は、すべての人を自由で平等な主体として尊重するという一般的な意味を持つが、他方で、各人の固有の価値を尊重し、それぞれの状況と文脈を考慮することを含む。すなわち一回限りで交換不可能な存在者として尊重する要請も含んでいる。これらの二つの契機は、正義の道德と善の倫理、正義とケア、あるいは普遍主義と個別主義といった、一般性と個別性の対比のもとで考察されてきた問題でもあり、それらの両立的な把握には一定の難しさが伴っていた。この問題は道徳的な原理の一般性と個別性の問題として検討されることが多かったが、その判断を担う人物もまた一般性と個別性に分離している。したがって判断したり行為したりする人の側を分析することも、問題考察の手がかりとなり得る。本研究が当事者の観点に着目した理由はそこにある。すなわち、判断したり行為したりする人がどのような人か、誰を代表しているか、どのような立場に立つ人であるかによって、具体的な文脈への顧慮の仕方や抽象の仕方に違いが出てくると考えられる。この分析を進めることで、カント倫理学の抽象的な原理と当事者的な具体的判断との関係についても理解しやすくなると考えられた。

そのカント倫理学の道德原理は、定言命法によって表現されている。人格の尊厳の尊敬という思想に関しては、いわゆる目的自体の法式(または人間性の法式)において表現されている。その法式は、行為者のあなたに対して命じているものであり、具体的な一人の行為者を念頭に置いている。しかし他方で誰もが遵守すべき内容を表現しており、誰に対しても妥当する規範や、誰もが受け入れるべき規範を表現している。判断者や行為者の「観点」に着目するのであれば、定言命法がそもそも前提している観点を検討しなおすことが必要となる。これに関しては、カント自身がある程度詳しく論じている。有名なところでは、純粹理性に適合した意志の立場(観点)と、経験的な意志の立場の二つが、説明として用いられている。ただし、この説明は重要な手引きを与えてくれるものの、ここからただちに具体的な判断者をうまく引き出せるわけではない。そのため、他者との相互関係を念頭に置きながら、カントが指摘している「立場」や「観点」を検討する必要がある。

観点に着目したアプローチには、いくつか先行事例がある。討議倫理学は、理性を普遍主義的な純粹理性としてではなく、コミュニケーション的理性として特徴づけることにより、相互主観的な倫理的判断の根拠づけを試みた。これは、参加者の観点を本質的に含んだ理性の定式化という意味を持っている。同様の考察として、英米圏における人称性をめぐる議論もある。C. コースガードやS. ダーウォルが展開した議論がそれに相当し、コースガードはカントの道德的主体を一人称的に、ダーウォルは二人称的に読解することを進めている。これらの議論を通して、観点の意味についての理解や整理が進むと想定された。以上の背景から、本研究を開始した。

### 2. 研究の目的

本研究は、カント倫理学のうちに存する当事者の観点を取り出すこと、そして当事者の観点について明らかにすることを重要な目的とした。「誰が」、「どういう観点から」判断や行為をし、「誰を」尊重するのか、という点をできるだけ念頭に置きながら、カント倫理学を再解釈することを試みた。

「観点」について言えば、一般には、カントにおける道徳的な判断主体の観点は、純粹実践理性を使用する一人称的観点と理解される。そのため他者の観点との関係が組み込まれていないと批判されることが多い。とはいえ、カント倫理学にも他者についての考察や、他者の観点との相互性の考察が含まれている。そもそも定言命法の目的自体の法式は、他者を強く念頭に置いて定式化されており、また目的の国の法式は、他者との共同関係を念頭に置いている。逆れば、基本法式と呼ばれる普遍的法則の法式においてもまた、自己の行為についての主観的原理である格率を他者も採用し得るか否かが検討されており、他者の観点が関与している。このように、少なくともカント倫理学における観点を単純に一人称的とすることはできないため、その説明が必要である。

また、そもそも「誰の」観点かを整理しなおすことも必要である。なぜなら、「観点」は幅広く使われる言葉であり、しばしば「誰が」ということを明確にせずにも使用されることもあるからである。もとより「観点」に対応する語は、standpoint, view, viewpoint, perspective, aspect など、またドイツ語では Standpunkt, Absicht, Rücksicht, Beziehung といったように多様である。カント自身、これらのドイツ語の用語を重複的に用いている。そして「理論的観点」や「実践的観点」のように、観点の主体が不明確な使われ方もよくなされる。また、これらの観点をとるときに人物をある程度明確にしている場合であっても、参加者、関係者、当事者、行為者、といったように、幅広い訳語と意味づけが発生している。これらの整理検討を経ることが必要である。

### 3. 研究の方法

本研究の目的より、討議倫理学は一つの手引きとなる。討議倫理学は、討議への参加者の観点

を明瞭にすることで、カント倫理学の読み替えを試みたと思し得るからである。参加者の観点そのものについてはハーバースの指摘が有名だが、判断主体の固有性や自己関係の構造については、フィヒテとの関係を明確に意識しながら論じた K.-O. アーペルの考察が重要な手引きとなった。また、カントの読解を明確に念頭に置きながら問題整理を試みている A. ヴェルマーの論考も重要な手がかりとなった。

特に今回の研究を通して重視した議論は、英米圏の人称性をめぐる議論である。S. ダーウォルの『二人称的観点の倫理学』(寺田俊郎監訳、法政大学出版局、2017年[原著2006年])は、カント倫理学の二人称的読解も含んでいるため、そこから多くの議論を参照した。ダーウォルの議論に大きな影響を与えていた C. コースガードの議論も重視した。コースガードはカント研究者の一人であり、自律的主体のアイデンティティに重点を置いて議論を展開している。したがってカントの思考のうち他者に対する関係を強く読み込みつつも、しかしダーウォルとは異なって、一人称的であることを強調している。こうしたダーウォルとコースガードの共通点と相違点は、人称性の扱い方や、カント的な行為主体の扱い方への選択肢を与えるものであった。また、ダーウォルが参照していた T. ネーゲルの考察や、P. F. ストロークソンの反応的態度に関する考察も、人称性を整理するうえでの手引きとなった。ストロークソンの論点は、ダーウォルが直接引き継いだ論点でもある。

これらの議論以外に、狭い意味でのカント研究の文脈からも、本研究に有用な手引きがいくつかあった。たとえば、O. センセンによる目的自体の法式的読解は、人称性の問題や当事者の観点の問題に直接かかわることはないが、価値実在論的な問題に対して行為者の行為、尊敬する主体の側からの関わり方に着目するという点で、本研究の趣旨と重なる問題意識が多く、細かいテキスト読解の手助けとなった。

#### 4. 研究成果

(1) ダーウォルの二人称的観点についての検討は、特に「ダーウォルの二人称的観点と非人称性」(下記〔雑誌論文〕欄参照)においてまとめた。これは、人称性と観点と当事者の関係について一定の整理を行ったものであるが、それとともに「非人称性」の意味についての検討も行った。ダーウォルは二人称的観点や二人称的理由を強調しながらも、道徳的な正当性を確保するために、その二人称的なものに非人称性を要求している。そのため人称性の意味が複雑化している。ダーウォル自身は「非人称性」の考察の際に、T. ネーゲルの用語法と P. F. ストロークソンの用語法からの異同を考察の手がかりとしている。すなわちネーゲルが込めた意味を退け、ストロークソンが込めた意味を採用している。ストロークソンの場合には非人称性は、当事者的・個人的・人稱的という意味と対比させられており、第三者的という意味で捉えられている。これらの用語の整理によって、本研究が念頭に置いていた、観点、当事者、人稱といった概念どうしの関係が見通しやすくなった。なお、ダーウォルに関する論考は、国内では少ないため、その意味での学術的貢献ともなった。

討議倫理学との関係は、主にダーウォルの知見の分析と共に進めた。雑誌論文「カント倫理学と討議倫理学 格率の主観的吟味と相互主観的吟味」(下記〔雑誌論文〕欄参照)は、本研究期間が始まった2018年度に印刷・発刊されたものである。ここでは、主観性と相互主観性の関係を扱い、対峙し合う個人の対称的な関係と非対称的な関係を扱っていた。ダーウォルの二人称的観点の倫理学との類似点や相違点の検討を経ることで、討議倫理学の相互主観性の問題を、人稱性用語によって整理しなおすことが可能となってきた。なお、討議倫理学もダーウォルも、当事者・関係者・参加者の観点を重視しつつも、相手との相互主観的関係の成立事実を先行させようとしている。そのため、二人称という用語も相互性という用語に、二人称的尊敬は相互的尊敬に、二人称的承認は相互的承認に読み替える傾向が強い。この読み替えは観点の意味を弱める可能性もあることがわかってきた。

この問題に関する今後の展望としては、たとえば次の点を指摘することができる。「当事者」ということを人稱性の意味を通して理解することは、特殊なアプローチに属し、周縁的に見える。当事者をめぐる一般的な考察は、障がいや被災、事件といった事柄に着目し、その当該の事柄への関わり方によって当事者/第三者という区別を立てるものである。これに対し、本研究のように人稱性に着目し、カント倫理学の問題構成を読み込むことで見えてきたことは、出来事を基準にすることとは別に、第三者もまた何らかの当事者的な位置づけを持ち得るということである。第一者、第二者、第三者という区別とは別の仕方、人稱的なかわり成り立ち得る。これらの複雑な関係の分析も必要であることが見えてきた。

(2) カントの「観点」に関しては、いくつかの知見が得られた。雑誌論文『『人倫の形而上学の基礎づけ』における二つの立場』(下記〔雑誌論文〕欄参照)では、道徳的な判断主体の「観点」についての考察を展開した。カントは二つの観点(立場)を提示しているが、その議論の細部には不明確な部分が多くある。少なくとも、観察事物に関して二つの見方をし、現象/物自体の区別をすること、人間が自分自身に関して二つの見方をし、二つの立場から行為をすることとが、重ねられながら論じられている。しかしこの議論構造にはいくつも検討すべき問題がある。前者は理論的な理性使用について成り立つ議論だが、後者は実践的な理性使用の場合であり、世界と判断の適合関係は同じではない。当該論文においては、この点の整理を試みた。この問題点に関しては、カント研究内においても、あまり深められていなかったため、その範囲で意味のある考

察となったと言える。有名な二観点説や二世界説に関する論争は、理論的な理性使用に関して主に論じられているため、これをさらに実践の場面に関して、異なる仕方で論じることも必要だと思われる。そのためには、観点(立場)の種類だけではなく、その立場に誰が立つのか、という意志の主体や当事者の意味も明確にすることが必要となってくる。このように実践の特徴を明示することにより、当事者としての意味の所在も見えてきた。

なお、尊敬や人格の尊厳については、これらの考察を通して整理が進んだ。「観点」を明瞭化することにより、誰の、誰にとっての、誰に関する尊厳や尊敬か、という違いがよく見えてくるようになった。また尊厳の尊敬と言われるとき、尊敬する人が尊厳を持つ人を尊敬する、という関係にあるため、尊厳と尊敬では観点の持ち主が異なる。こうしたさまざまな側面の区別を正確にすることで、尊厳をたんに実在的価値としてではなく、あるいはまた(自然的・社会的)地位としてではなく、行為の連関の中で捉えるべき価値として考察しやすくなった。

今後の検討課題としては、自己尊重の問題が重要となってきた。これはカントの自律の思想にも、また尊厳概念とも不可分に結びついている。尊敬に値するのは自律主体であるが、しかし自律主体こそが尊敬を行う。そのため、尊敬する者も尊敬に値する者も、自律的な存在者としての特徴を持つ。これは、自己の自律のうちには他者の関与がすでに含まれていることを間接的に意味する。その意味では、一人で尊敬と尊厳を担うことはできない。自己尊重の説明は、自己を二重化することで可能となるため、自己と内なる他者の関係を解き明かす重要な説明である。さらには自己尊重と他者尊敬の衝突の問題も、二重化した自己の考察と共に整理する必要がある。ダーウォルや討議倫理学は、これらの問題を総じて同型的に捉える傾向にあるが、カント自身が行っていた分節化や連関づけを改めて見直す必要がある。自己に対する義務と他者に対する義務の違いは私の義務どうしの違いだが、私の義務と他者の義務は私と他者の違いである。カントはこれらの違いの分析と共に、倫理と法の領域の区別も加えて考察している。尊敬の倫理的構造と法的構造の対比も必要であることがわかってきた。

### (3) その他

当該研究期間中に、研究課題に一部関係する研究書についての書評も執筆した。書評「大森一三『文化の進歩と道徳性 カント哲学の「隠されたアンチノミー」』(法政大学出版局、2019年)」、日本カント協会編『日本カント研究 21』、2020年、118-120頁。

また、下記〔図書〕欄に挙げた図書はD. ビルンバッハーの翻訳書であり、共同翻訳作業に参加した。第11章(349-372頁)と第14章(427-451頁)を担当した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 松本大理	4. 巻 21
2. 論文標題 『人倫の形而上学の基礎づけ』における二つの立場	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本カント研究（日本カント協会）	6. 最初と最後の頁 37-47
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 松本大理	4. 巻 19
2. 論文標題 カント倫理学と討議倫理学 格率の主観的吟味と相互主観的吟味	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 日本カント研究（日本カント協会）	6. 最初と最後の頁 90-103
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松本大理	4. 巻 73
2. 論文標題 ダーウォルの二人称的観点と非人称性	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 哲学（日本哲学会）	6. 最初と最後の頁 349-362
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 松本大理
2. 発表標題 『道徳形而上学の基礎づけ』における二つの立場
3. 学会等名 日本カント協会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 ディーター・ビルンバッハー、加藤 泰史、高畑 祐人、中澤 武	4. 発行年 2018年
2. 出版社 法政大学出版局	5. 総ページ数 534
3. 書名 生命倫理学	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------